

令和2年3月31日

国民健康保険組合の皆様

経済産業省 商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課

「健康宣言事業」の実施に向けたご協力をお願い

平素より経済産業行政にご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

経済産業省では「健康経営」の普及促進に向け、日本健康会議が認定する「健康経営優良法人認定制度」の設計を行っております。

このほど、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）の皆様へ、健康経営優良法人の認定を目指す法人に向けた「健康宣言事業」の実施についてご案内いたします。下記の内容についてご確認いただき、健康宣言事業の実施にご協力いただけますようお願い申し上げます。

1. 健康経営優良法人認定制度とは

従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを「健康経営」と言います。こうした健康経営に取り組む事業所等が、求職者や金融機関等から評価を受けられるようにするため、経済産業省では「健康経営優良法人認定制度」を推進しています。

事業所等の規模（従業員数・資本金等）により、大規模法人部門と中小規模法人部門の2部門があり、中小規模法人部門への申請にあたっては、保険者が実施する健康宣言事業に事業所等が参加したうえで、その事業所自身が健康宣言を行っていることが必要です。また、令和2年度は「健康経営優良法人2021」として2020年9月～10月頃に申請を受け付ける予定であり、申請日時点で事業所が健康宣言を実施している（実施見込みは不可）必要があります。

2. 保険者に実施していただきたい健康宣言事業の概要

健康宣言とは、従業員の予防・健康づくりに取り組むことを、事業所や組織自らが宣言するものです。保険者の健康宣言事業は、事業所等における健康宣言の策定を保険者が支援するものですので、加入者の健康増進のために行う保健事業の一環として行われるものと言えます。

このため、健康宣言事業を保険者が開始する際、健康経営優良法人認定事務局や経済産業省に届け出をする必要はありません。事業所等から優良法人認定の申請があった際に、事務局から保険者に対して①健康宣言事業を実施しているか ②事業所等が健康宣言事業に参加しているかを照会します。

※事業所等や組織自らが宣言する健康宣言の定義、保険者が実施する健康宣言事業の具体例は、次ページをご覧ください。

3. 保険者のメリット

保険者の健康宣言事業に事業所等が参加することで、保険者と事業所等との接点が生まれます。これにより、特定健診・特定保健指導実施率の向上等、保険者が行う保健事業の効率的な推進が期待できます。また、事業所等が持つ40歳以上の健診データの提供を保険者が受けることで、データヘルス計画の推進が期待できます。

4. 事業所等のニーズ

今年度、中小規模法人部門に対しては6000件以上の申請（2016年度比で約15倍）がありましたが、加入している国保組合が健康宣言事業を行っておらず申請できない、もしくは不認定となる法人が複数あったことから、事業所等における保険者の健康宣言事業のニーズは高まっていると考えられます。

5. 保険者が実施している健康宣言事業の具体例

全国健康保険協会（協会けんぽ）では都道府県支部単位、健康保険組合連合会では都道府県連合会単位で、健康宣言事業を行っています。また、国保組合では3組合が健康宣言事業を行っており、うち1組合は2019年4月から事業を開始しています。

① 協会けんぽ大分県支部「一社一健康宣言」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/oita/cat070/itisyaitikenkousengen/25080902>

② 健保連愛知連合会「健康宣言」

<https://kenporen-aichi.jp/letskenkosengen>

③ 全国土木建築国民健康保険組合「ヘルスアップチャレンジ～健康事業所宣言～」

<http://dokenpo.or.jp/popup/730.php?id=557>

6. 事業所等自らが宣言する健康宣言の定義

保険者の健康宣言事業では、以下を満たす健康宣言を事業所等に策定していただくことが必要です。

① 保険者が健康宣言等の取組を有していること。

② 健康宣言の取り組みとして以下の要件を満たしていること（i～iiiのうちからいずれかひとつの項目とivは必須。v～viiは努力目標）。

i（企業等が）従業員の健康課題の把握と必要な対策（具体策）の検討を行うこと。

ii（企業等が）ヘルスリテラシーの向上、ワークライフバランスの向上、職場の活性化等のために、健康経営の実践に向けた基礎的な土台作りとワークエンゲイジメント（具体策）の取組を行うこと。

iii（企業等が）健康増進・生活習慣病予防、感染症予防、過重労働、メンタルヘルス等への対策のために、従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策を実施すること。

iv（企業等が）健康宣言の社内外への発信を実施すること。

v（企業等が）健康づくり担当者を一名以上設置すること。

vi（企業等が保険者の求めに応じて）40歳以上の従業員の健診データを提供すること。

vii (企業等が) 従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと (自己申告)。

7. 参考：経済産業省ホームページ資料

- ・健康経営の推進

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html

- ・健康経営優良法人認定制度

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

8. 問い合わせ先

健康宣言事業の実施や、健康経営優良法人認定制度の内容については、下記にお問い合わせください。

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

担当：丸山、飯森、紺野

TEL(省代表)：03-3501-1512

TEL(課直通)：03-3501-1790 FAX：03-3501-0315

E-mail：kenkoukeiei-team@meti.go.jp